

重点助成事業実施に際しての特別留意事項

社会福祉法人埼玉県共同募金会

重点助成事業の事務手続きについては、「重点助成事業実施要領」に基づき進めていただきますが、過去 11 回の助成金の交付の際、事務指導を行った事項をまとめましたので、参考にしてください。なお、これらの事項を理由に助成金を減額交付する場合がありますのでご注意ください。

●助成決定時の事業内容以外の費用に充当しないこと

決定した費用以外に充当する場合は、実施前に必ず共同募金会へ協議ください。(変更申請書の提出を求める場合があります。)

(注) 事業内容を精査した上で決定しているため相談もなく内容を変えないでください。

※スタッフやボランティア等支援対象者以外の者への飲食にかかる費用は対象としない。

●物品等の購入の際に、個人の支払いに使用しているクレジットカード等を使用しないこと

物品等を購入する場合の業者への代金の支払いは、原則、団体保有口座の金融機関からの振り込みにより行ってください。

但し、スーパーやホームセンター等業者側が、金融機関からの振り込みに対応していない場合に限り、現金支払いを認めます。

(注) スマホ決済等個人のポイントに反映・還元される支払いは行わないでください。

※寄付者の皆様に向けたありがとうメッセージの提出にご協力ください！

助成事業を完了後に、活動の様子わかる写真と寄付者へ向けたメッセージの提出をお願いします。

本会ホームページや広報資材などに使用して、県民の皆様へ共同募金の使途として PR を行いますので、積極的な提出をお願いします。